

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成27年11月5日(2015.11.5)

【公開番号】特開2014-86284(P2014-86284A)

【公開日】平成26年5月12日(2014.5.12)

【年通号数】公開・登録公報2014-024

【出願番号】特願2012-234647(P2012-234647)

【国際特許分類】

H 01 H 50/54 (2006.01)

【F I】

H 01 H 50/54 B

【手続補正書】

【提出日】平成27年9月10日(2015.9.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

それぞれ固定接点を有する複数の固定端子と、

各前記固定接点にそれぞれ対応する複数の可動接点を有する可動接触子と、

鉄心および前記鉄心と繋がる可動軸を有し、前記可動接触子を前記複数の固定端子に接触させるために前記可動接触子を移動させる駆動機構と、

前記複数の固定端子と接合される第1の容器と、

前記可動接触子、各前記固定接点および前記可動軸が収容される気密空間を前記第1の容器および前記複数の固定端子と共に形成し、かつ、前記可動軸が挿通される第1の貫通孔が形成されているベース部を有する第2の容器と、

前記第1の容器と前記第2の容器とを接合する接合部と、を備える継電器であって、

前記ベース部の上面に配置され、前記可動軸が挿通される第2の貫通孔を有し、絶縁性材料からなるケース部材と、

前記ケース部材を保持するケース保持部材であって、

前記ケース部材を前記ベース部とともに挟む押さえ部と、

前記鉄心もしくは前記ベース部に保持固定される固定部と、を有するケース保持部材と、

を備えることを特徴とする継電器。

【請求項2】

請求項1に記載の継電器であって、

前記ケース部材は、前記第2の貫通孔の縁部が切り欠かれた切り欠き部を有し、

前記押さえ部は、前記切り欠き部に配置されることを特徴とする継電器。

【請求項3】

請求項1または請求項2に記載の継電器であって、

前記ケース保持部材は、前記ベース部、または、前記鉄心と圧入接合されていることを特徴とする継電器。

【請求項4】

請求項1から請求項3までのいずれか一項に記載の継電器であって、

前記ケース保持部材は、前記ケース部材と一体的に成形されていることを特徴とする継電器。

【請求項 5】

請求項 1 から請求項 4 までのいずれか一項に記載の継電器であって、

前記固定部は、前記押さえ部から前記可動軸の軸線方向に沿って延伸するように形成されていることを特徴とする継電器。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

(1) 本発明の一形態によれば、それぞれ固定接点を有する複数の固定端子と、；各前記固定接点にそれぞれ対応する複数の可動接点を有する可動接触子と、；鉄心および前記鉄心と繋がる可動軸を有し、前記可動接触子を前記複数の固定端子に接触させるために前記可動接触子を移動させる駆動機構と、；前記複数の固定端子と接合される第1の容器と、；前記可動接触子、各前記固定接点および前記可動軸が収容される気密空間を前記第1の容器および前記複数の固定端子と共に形成し、かつ、前記可動軸が挿通される第1の貫通孔が形成されているベース部を有する第2の容器と、；前記第1の容器と前記第2の容器とを接合する接合部と、を備える継電器が提供される。この形態の継電器は、前記ベース部の上面に配置されているとともに、前記可動軸が挿通される第2の貫通孔が形成され、絶縁性材料からなるケース部材と、；前記ケース部材を保持するケース保持部材であって、前記ケース部材を前記ベース部とともに挟む押さえ部と、；前記鉄心もしくは前記ベース部に保持固定される固定部と、を有するケース保持部材と、を備える。この形態の継電器によれば、ケース部材は、ベース部とケース保持部材との間に狭持されて固定される。従って、単純な構造で簡易にケース部材を固定することができる。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

(5) 上記形態の継電器において、前記固定部は、前記押さえ部から前記可動軸の軸線方向に沿って延伸するように形成されていてもよい。この形態の継電器によれば、固定部が延伸して形成されているので、ケース保持部材を更に安定して固定できる。